

「公益的なオンライン診療を推進する協議会」の設置について

オンライン診療については、医学的な有効性、必要性、特に安全性が最優先であり、これらが担保されたものは推進すべきであるが、利便性や効率性のみを重視した安易な拡大はすべきではない。

これまで、オンライン診療は、アクセスが制限されているへき地や通院が困難な場合等におけるニーズが高く、従前より地域の実情に応じて取組が進められてきた。さらに、今後、地域の医療提供体制や医療ニーズの変化(在宅医療の需要増など)に伴って、医師少数区域等でも需要が高まることが見込まれることから、オンライン診療は、これからの地域医療を適切に支えることが期待されるとともに、住民の暮らしやすいまちづくりに資するものと考えられる。一方、患者の急変時の対応、プライバシーの確保など安全面等の確保も求められる。

こうしたことから、オンライン診療については、公益的な観点で適切に推進していく必要がある。

現在、オンライン診療の形態については、在宅診療はもとより、郵便局など地域住民が集まる場でのオンライン診療や、車内でオンライン診療を行うための車(移動診療車)の活用等が進められている。

オンライン診療を全国で適切に推進していくためには、オンライン診療を実施する医療機関や郵便局等の実施主体が、都道府県や市区町村、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会など多くの関係者と連携して進めることが効果的である。こうした関係者間で、地域や手法等に応じた利点や課題、総合的な活用の在り方等について検討・把握し、地域の事情を踏まえて連携・実行していくことが必要になる。このため、関係者による協議会を設置することとする。

令和 7 年 6 月 18 日

協議会メンバー

日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、日本郵便、
全国郵便局長会、自治医科大、その他

内閣官房(新しい地方経済・生活環境創生本部)、総務省郵政行政部、厚労省医政局等